

監査手続に関する善管注意義務違反は認められず

# オリンパスの不適正会計を巡る 監査法人に対する株主代表訴訟

オリンパスの不適正会計を巡る有限責任あずさ監査法人に対する株主代表訴訟の判決の詳細が明らかとなった。東京地方裁判所（鈴木謙也裁判長）は令和6年12月19日、被告の監査手続に関して善管注意義務違反は認められなかったとして原告らの請求を斥けている（令和元年（ワ）第11335号等）。裁判所は、重要な虚偽記載を発見できずに不適切な意見を表明する可能性を合理的に低い水準に抑えるために、リスクに応じた必要十分な監査手続を実施すべきとした上で、本件では、オリンパスに対して会計処理の変更や特別損失を計上させるなど、財務諸表に重要な虚偽記載が含まれている危険の程度は大幅に低減されていたとの判断を示している。



## 損失を抱えた金融商品の簿外処理により罰金7億円

本件は、オリンパスは金融商品の含み損の計上を回避する目的で、簿外のファンド等に対して資金を供給し、簿価で金融商品を買収取らせるなどしてオリンパスから損失を分離するスキームを構築し、これにより重要な事項に虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した上、分配可能額を超える違法な配当を

行っていたとして、同社の株主である原告及び参加人が、その当時に監査人を務めていた被告には一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に準拠した監査を怠った善管注意義務違反があるなどとし、有限責任あずさ監査法人（被告）に対し、2,250億円超の損害賠償を求めた株主代表訴訟である。

### ▶金融商品に関する会計基準の変更等

金融商品に関しては、平成11年1月の会計基準の改正により、平成12年4月1日以降に開始する事業年度から時価評価されることになった。それまでは取得原価主義が採用されていた。特金で運用する金融商品については、バスケット方式原価法又はバスケット方式低価法のいずれかを採用することとされていた。

なお、バスケット方式原価法とは、一個の信託契約を構成する財産をまとめて一個の財産単位とみなし、原則として取得価額を付すが、時価が取得価額を著しく下回りかつ回復すると認められないときは時価を付す評価方法であり、バスケット方式低価法とは、一個の信託契約を構成する財産をまとめて一個の財産単位としてみなし、原則として取得価額を付すが、時価が取得価額を下回るときは時価を付す評価方法である。